

（宛先）津幡町長

申請者（被災家屋等の所有者）

ふりがな

氏 名

印

（法人名称・代表者氏名）

住民票住所（事業所所在地）

電話

家屋の所有者との関係 本人
 本人以外（ ）

令和6年能登半島地震に係る津幡町被災家屋等の解体及び撤去申請書

令和6年能登半島地震により被災した家屋等の解体及び撤去について、令和6年能登半島地震に係る津幡町被災家屋等の解体及び撤去に関する要綱第5条の規定により申請します。

1. 解体及び撤去を希望する家屋の所在地
2. 解体及び撤去を希望する家屋の所有者の氏名（共有名義の場合は代表者の方の氏名）
3. 解体及び撤去を希望する家屋の数
住宅（ 棟） その他（ 棟）
※その他については、納屋、倉庫、土蔵、事務所、店舗、塀等の種類とその数を記入してください。
4. 解体及び撤去を希望する家屋等の罹災証明書等の取得 取得済 未取得

5. 確認事項

- ① 本申請の対象の家屋等、並びに当該家屋等の内部及び当該家屋等の周辺にある財物（申請者又はその代理人が、当該家屋等の解体に着手する前までに、処分に同意しない旨を申し出たものを除く。以下「家屋、財物等」という。）の解体、撤去及び処分に関しては、全ての権利関係者（共有者、相続権者、抵当権者など）の同意を得ており、津幡町及びその委託を受けた者に対し、原状回復及び損害賠償請求を含む一切の不服申立て及び紛争の提起はしません。
- ② 家屋等の解体、撤去及び処分に関し、権利関係者その他の者との紛争が発生した場合は、申請者である私の責任において解決することを確約します。
- ③ 家屋・財物等の解体、撤去及び処分の実施のため、津幡町及びその委託を受けた者が本申請の対象の家屋等の敷地内に立ち入ることに同意します。
- ④ 本申請書に記載された個人情報その他の情報については、津幡町が関与する事業に提供することを同意します。
- ⑤ 本申請に関する内容を確認するため、津幡町の各課、関係行政機関及び金沢地方法務局から必要な情報（被災建築物等に係る全部事項証明書等）の提供を受けることに同意します。

上記確認事項に同意します。

署名欄